**移送サービスコーディネートセンターの運営に関する補助金についてのご案内**

大東市では、地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体による訪問型サービスD(以下、移送サービス事業という。)を市内で実施する団体に移送サービスコーディネートセンターの運営に関して下記のとおり補助を行っています。

１．補助対象

本市内において、移送サービス事業を実施する社会福祉法人、地縁団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他公共の利益を目的とした団体（指定介護保険事業者を除く。）のうち、当該事業を適正に遂行できる能力を有していると市長が認める団体。

２．補助額

　移送サービス事業において、移送コーディネートセンターの運営にかかる費用として下記の項目について実支出額を補助します。

(1)　移送コーディネートセンターの運営に係る経費　１か月当たり１０，０００円

(2) 訪問型サービスDの事業の実施に係る事務所の賃借に要する経費

ア　家賃（共益費を含む。）１か月当たり６６，０００円（上限）

イ　賃貸借契約に基づき要した経費　１か月当たり８８，０００円を（上限）

(3)　移送の協力者に対する車両に係る経費　１か月当たり５，０００円

(4)　新規の利用開始に対する報償金　新規の利用開始１件当たり１，０００円

(5)　移送の協力者に対する報償金　片道の移送にあっては、１回当たり２５０円。往復の移送にあっては、１回当たり５００円。

(6)　協力者に対し実施する安全運転に係る講習に要する経費

(7)　移送コーディネートセンターが加入する自動車保険の保険料（移送中の自動車事故に対応するものに限る。）

(8)　ボランティア加入の車両保険を使用した場合の一時金　事故１回当たり年間２０，０００円（上限）

※ただし、予算の範囲内において交付するものとする。

３．補助金の申請

　この補助金を受けようとする団体は、令和７年３月25日から令和８年３月31日までに交付申込書に必要な書類を添えて、高齢介護室高齢支援グループまで申請してください。

【申請に必要な書類】

　(1)交付申込書(様式第1号)

　(2)事業計画書(任意の様式)

　(3)収支予算書(任意の様式)

　(4)団体の概要が分かる資料(定款、寄付行為、規則又は規約、役員名簿、パンフレット等)

４．連絡先

　大東市保健医療部高齢介護室高齢支援グループ

TEL：072-870-0513(直通)

MAIL：koureisien@city.daito.lg.jp